

資料 1

取扱注意

益田市地域公共交通計画

(素案)

益田市

令和 年 月

第3章

基本方針

基本目標

目標達成に向けた施策

基本方針・基本目標・目標達成に向けた施策

1. 基本方針

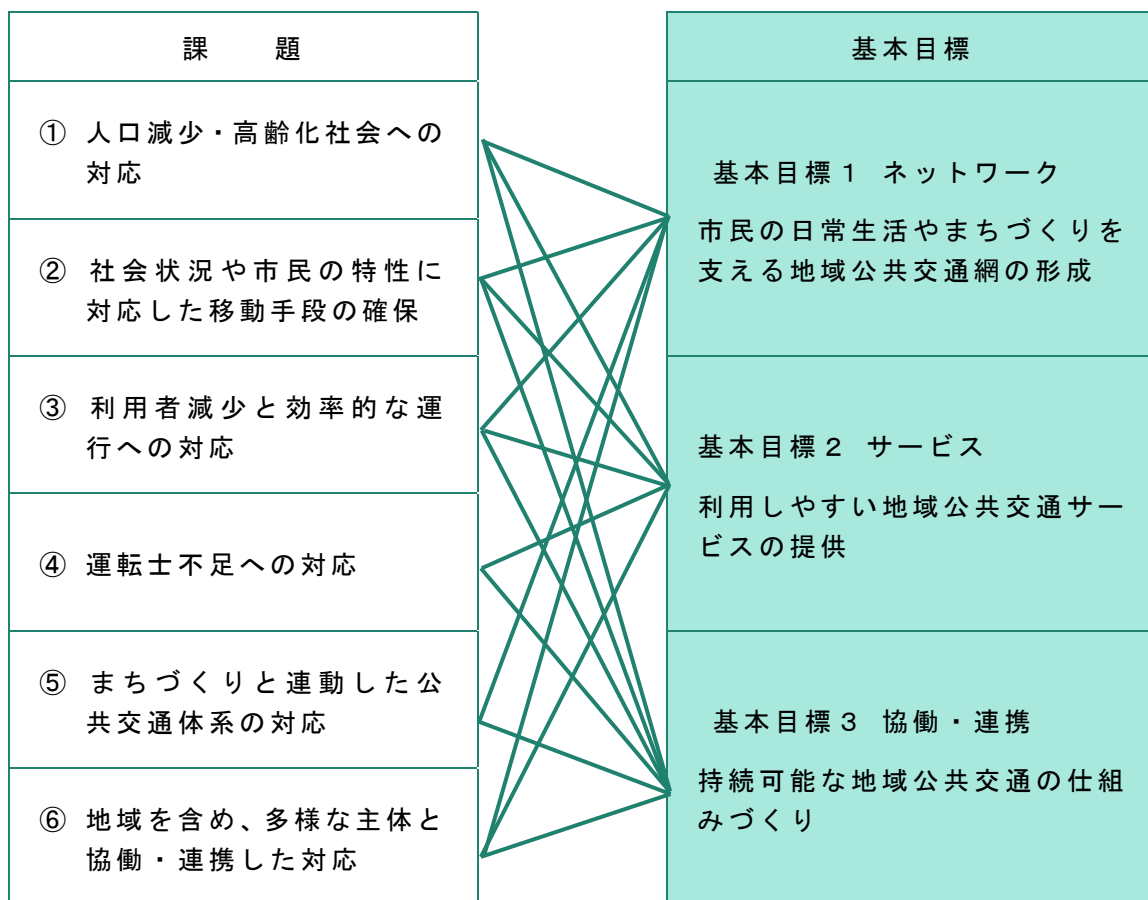
既存の公共交通機関を中心とした持続可能な地域間の交通ネットワークの構築を目指しながら、地域の実情に合わせた交通手段の見直しを行い、市民、利用者、事業者、行政が一体となって移手段の確保に努めます。

人と人がつながり支え合い

まちの公共交通を守り育む

2. 基本目標

第2章において現状を分析し、本市が抱える6項目にわたる課題を解決するために、3つの基本目標を掲げ、具体的な施策に結び付けていきます。



基本目標 1 ネットワーク

市民の日常生活やまちづくりを支える地域公共交通網の形成

市民の日常生活を支える移動手段として、地域生活拠点や市内中心地までのアクセスを確保するため、各公共交通サービスと福祉交通施策と役割分担を図りながら、利便性と効率性が両立した公共交通ネットワークへの再編を目指します。

本目標に関連ある益田市版 SDGs



心身の健康と安心できる生活をみんなに

生涯を通じて心身ともに健康で、子どもから高齢者まで安心して生活できるまち



「このまちで働きたい」をかなえよう

地域を支える産業が安定して生まれ、「このまちで働きたい」をかなえるまち



魅力ある地域の暮らしをいつまで

地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまち

基本目標 2 サービス

利用しやすい地域公共交通サービスの提供

地域の実情・特性に応じた移送サービスなどの交通支援や各種制度、本市の輸送資源の活用を検証・検討するほか、市民だけではなく、市外利用者にとっても分かりやすい公共交通に関する情報発信を充実させ、利用しやすい地域公共交通の環境の整備を図ります。また、持続可能な地域公共交通を維持するには、適切な財政負担が必要であり、サービス水準の向上と財政負担のバランスを図りながら対応します。

本目標に関連ある益田市版 SDGs



「このまちで働きたい」をかなえよう

地域を支える産業が安定して生まれ、「このまちで働きたい」をかなえるまち



魅力ある地域の暮らしをいつまで

地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまち

基本目標 3 協働・連携

持続可能な地域公共交通の仕組みづくり

地域の実情に即した持続可能な公共交通を維持・確保するためには、行政、交通事業者だけではなく、市民も「公共交通を創り・守り・育てる」という意識を持ち参画していくことが重要です。多様な主体が連携して、地域公共交通への理解と関心を深める取組を進めながら、持続可能な地域公共交通の仕組みづくりを目指します。

本目標に関連ある益田市版 SDGs



子どもも大人も一緒に成長しよう

地域の中で子どもたちの「生きる力」を育み、大人も一緒に成長できるまち



資源ロスの少ないまちに

限りある資源を有効に活用した、ロスの少ないまち



公平・公正と安心・安全をみんなに

公平・公正で開かれた行政運営のもと、誰もが安心・安全を感じられるまち



協働で目標や課題に取り組みよう

市民みんなの協働により、あらゆる目標や課題に取り組むまち






3. 目標達成に向けた施策

基本目標を達成するために、以下に示す施策を実施します。また、各施策の内容、実施主体、実施時期などについては、次頁以降に示します。

基本目標	目標達成に向けた施策
基本目標 1 ネットワーク 市民の日常生活やまちづくりを支える地域公共交通網の形成	① 本市と近隣自治体を結ぶ広域間の公共交通の維持
	② 市内の地区間を結ぶ地域間の公共交通の維持
	③ 地区内を運行する地域内の公共交通の維持
	④ 公共交通を活用した観光ルートの構築
基本目標 2 サービス 利用しやすい地域公共交通サービスの提供	⑤ 移動手段に応じた利用者に対する支援
	⑥ 移動手段確保に向けた取組
	⑦ 分かりやすい情報提供
基本目標 3 協働・連携 持続可能な地域公共交通の仕組みづくり	⑧ モビリティ・マネジメントの実施
	⑨ 地域・住民と連携した公共交通利用への意識啓発
	⑩ 運転士不足の解消に向けた担い手の確保

基本目標 1 市民の日常生活やまちづくりを支える地域公共交通網の形成

事業① 本市と近隣自治体を結ぶ広域間の公共交通の維持

実施主体	行政、交通事業者、関係団体、地域住民				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	 継続した見直し	 継続した見直し	 継続した見直し	 継続した見直し	 継続した見直し

1. 広域な都市間移動手段の確保・維持

市町を跨ぐ路線は、益田市と隣接する市町を結ぶ幹線として、市外への通学・通勤手段として重要な役割を担っています。

このことから、市外への移動ニーズに対応するため、国、県、近隣市町と連携し、鉄道並びに路線バスの維持・存続に努めます。

路線バスについては、幹線補助を維持することにより、地域住民の移動手段が確保され、それにあわせて、市内路線バスや乗合タクシー等の生活交通の維持が持続することを目指し、国や県の補助制度(地域公共交通確保維持改善事業費補助金等)を活用し、路線の維持確保に努めます。

また、萩・石見空港と本市の中心地を結ぶ路線バス、近隣市町へは乗合タクシーをそれぞれ運行することで、空港利用者の利便性を高めるよう努めます。

【国庫補助】地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

補助対象事業者：石見交通株式会社

補助対象系統：下記の路線において、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金要綱に定める要件に適合する系統。

津和野線、浜田益田線、小浜江崎線、都茂線、匹見線

2. 乗継・待合環境の改善検討






広域間・地域間・地域内の公共交通が接続し、人々がスムーズに移動できるように、交通事業者と市が連携を図りながら、運行ルートの見直し等を検討するとともに、それぞれのダイヤ改正の情報については、複数の交通機関間で情報を共有し、乗り継ぎの利便性の向上に努めます。

3. 地域・住民と連携した利用促進

市民が公共交通について、「自ら利用し、乗って残すもの」という意識醸成かつ利用促進につながるよう、意見交換会や様々なイベントでの交通関係ブースの出展などを市民・交通事業者・行政等が連携して実施します。

基本目標 1 市民の日常生活やまちづくりを支える地域公共交通網の形成

事業② 市内の地区間を結ぶ地域間の公共交通の維持

実施主体	行政、交通事業者、関係団体、地域住民				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
					
	継続した見直し	継続した見直し	継続した見直し	継続した見直し	継続した見直し

1. 利用者ニーズに対応した路線バスの充実

市内の地区間を結ぶ路線バスは、利用者が減少し、交通事業者の経営を安定させるために公的な財政支援は必要とされていますが、その補助金額は増大しています。しかし、移動手段のひとつとして公共交通が担う役割は大きく、その充実を求める声は高まっています。利用者の生活を支えるには利用しやすいダイヤ構成やルートであることが重要であることから、各地区の実情を踏まえ、関係者と見直しなどの検討を進めます。

2. 【再掲】乗継・待合環境の改善検討






広域間・地域間・地域内の公共交通が接続し、人々がスムーズに移動できるように、交通事業者と市が連携を図りながら、運行ルートの見直し等を検討するとともに、それぞれのダイヤ改正の情報については、複数の交通機関間で情報を共有し、乗り継ぎの利便性の向上に努めます。

3. 【再掲】地域・住民と連携した利用促進

市民が公共交通について、「自ら利用し、乗って残すもの」という意識醸成かつ利用促進につながるよう、意見交換会や様々なイベントでの交通関係ブースの出展などを市民・交通事業者・行政等が連携して実施します。

基本目標 1 市民の日常生活やまちづくりを支える地域公共交通網の形成

事業③ 地区内を運行する地域内の公共交通の維持

実施主体	行政、交通事業者、関係団体、地域住民				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	 継続した見直し	 継続した見直し	 継続した見直し	 継続した見直し	 継続した見直し

1. 地区内交通の見直し

本市では、公共交通の核として位置する鉄道や路線バスに接続し、様々な施設までの移動など、その移動の目的を達成することを補完する役割を担う交通手段として、生活バス、過疎バス、乗合タクシーを運行しています。

市内の公共交通体系全体が、市民にとって利用しやすいものであるよう、継続的に、市民と交通事業者及び行政等で協議、調整を図り、必要に応じてルートや便数、ダイヤ等を見直し、利便性の向上に努めます。

また、現在構成している公共交通体系では、移動手段の確保が困難な地域においては、その地域内での運行が可能な旅客運送サービスの活用も視野に入れ、有効な公共交通体系を検討します。

○地域交通の検討プロセス

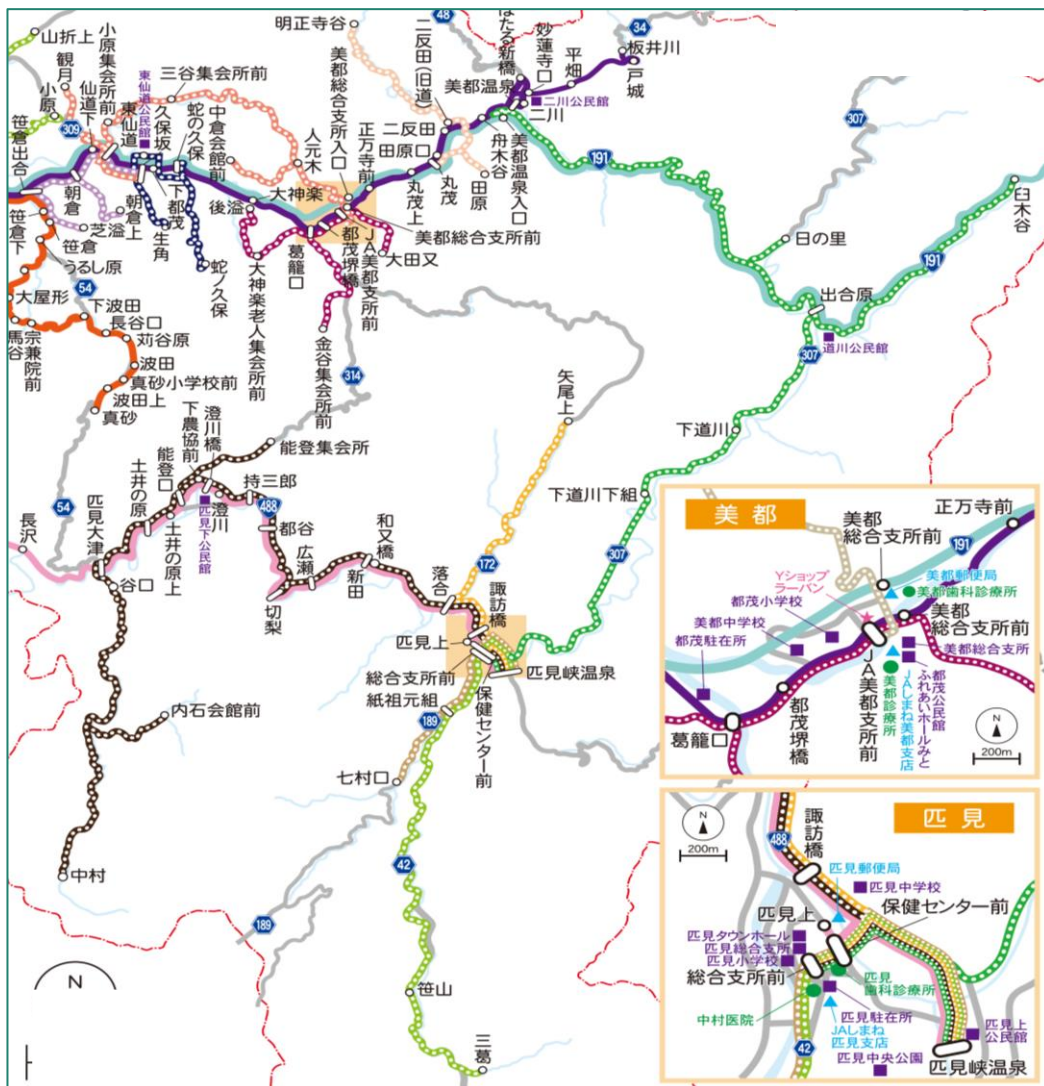
まずは道路運送法の許可を受けた既存の交通事業者の活用を検討し、その上で、事業者による輸送サービスの提供が困難と判断した場合には、適切な役割分担のもとに、様々な移送手段を検討し確保することが重要です。



○益田駅から公民館までの距離が約15km以上離れている地区

匹見上地区、匹見下地区、道川地区、都茂地区、二川地区、真砂地区、二条地区、美濃地区においては、益田駅から各公民館まで約15km以上離れています。また、既存の公共交通・コミュニティバス等の利用者数が著しく減少しており、交通事業者の確保が難しい地域となっています。

匹見上地区	路線バス(匹見線)、過疎バス
道川地区	高速バス(新広益線)、過疎バス、福祉バス
匹見下地区	路線バス(匹見線)、過疎バス
二川地区	路線バス(都茂線)、高速バス(新広益線)、過疎バス
都茂地区	路線バス(都茂線)、高速バス(新広益線)、 乗合タクシー(三谷・久原線/丸茂線/大神楽・葛籠線)
真砂地区	乗合タクシー(真砂線)
二条地区	路線バス(二条線)、生活バス(二条・後溢線)、 乗合タクシー(桂ヶ平・黒周線)
美濃地区	路線バス(二条線)、乗合タクシー(有田・河内線)



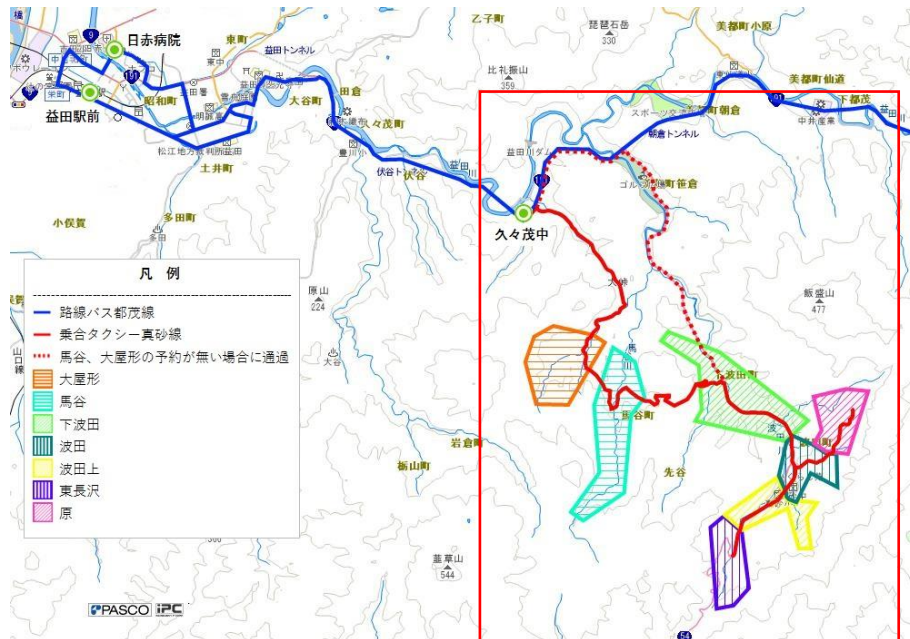
(益田市公共交通マップ 真砂・美都・匹見地区)



(益田市公共交通マップ 二条・美濃地区)

【参考】真砂地区乗合タクシー実証事業(令和2年度～令和3年度)

路線バス(真砂線)廃止に伴い交通空白地域となった真砂地区において、地区の実情等を考慮し、生活交通体系を維持するために、国道191号線を通る都茂線(路線バス)との乗り継ぎを確保して、予約型乗合タクシーの実証運行を令和2年10月1日から期間限定で実施しました。



2.【再掲】乗継・待合環境の改善検討

広域間・地域間・地域内の公共交通が接続し、人々がスムーズに移動できるように、交通事業者と市が連携を図りながら、運行ルートの見直し等を検討するとともに、それぞれのダイヤ改正の情報については、複数の交通機関間で情報を共有し、乗り継ぎの利便性の向上に努めます。

3.【再掲】地域・住民と連携した利用促進

市民が公共交通について、「自ら利用し、乗って残すもの」という意識醸成かつ利用促進につながるよう、意見交換会や様々なイベントでの交通関係ブースの出展などを市民・交通事業者・行政等が連携して実施します。

4. 益田市自転車活用推進計画との連携

益田市自転車活用推進計画では、市民へ自転車利用促進の意識啓発を行い、自家用車からの転換を図ることにより、快適な「まち」の形成を目指しており、「公共駐輪場施設の利便性の向上」を具体的な施策として掲げています。本計画においても、同様の方針とし、具体的施策の推進を図ります。

○益田市自転車活用推進計画

(2) 公共駐輪場施設の利便性の向上

③ 公共駐輪場施設の拡充と利用方法の周知、利用環境の向上

- 駅前の市営駐輪場について、位置、利用方法、利用料金等の適切な案内誘導や、現地でのわかりやすい表示による利用情報の提供を行うとともに、市民が使いやすい駐輪場となるように利用環境の拡充を検討します。
- 屋根が無いなどの駐輪機能が不十分な行政施設の駐輪場については、利用状況や利用者の意見を踏まえ、対策が必要とされる箇所の検討を行います。



新規事業	主な事業・内容	実施期間	連携先			
			道路管理者	交通管理者	団体企業	市民
	市営駐輪場の適切な案内誘導、わかりやすい利用情報の周知、利便性の向上による利用環境の充実	長期				○
◎	機能が不十分な行政施設の駐輪場の対策の検討	長期				○

(益田市自転車活用推進計画 第5章自転車によるまちづくりの施策)

基本目標 1 市民の日常生活やまちづくりを支える地域公共交通網の形成

事業④ 公共交通を活用した観光ルートの構築

実施主体	行政、交通事業者、関係団体、地域住民				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
→ 調査・検討→ 調査・検討	————→ 実施	————→ 実施	————→ 実施

1. 観光分野との連携、利用促進及びレンタサイクル事業との連携

市内の観光地へのアクセスについては、観光スポット等への移動手段の確保をするために、路線バスやタクシーを活用した観光ルートへの開発を検討します。

また、観光分野の開発者と連携し、観光拠点を移動手段とセットで案内することで、単独での行動やレンタサイクルへの活用へと発展させ、「まち乗り」や「まち歩き」の実現を目指します。

○益田市観光協会ホームページ



(左側：雪舟人麻呂ライン(路線バス)、右側：観光タクシー)

○益田市自動車活用推進計画

(6) レンタサイクルによるまち乗りの推進

重点施策

⑨ 市民や来訪者の手軽な交通手段としてレンタサイクルのPR・利便性の向上

- (一社)益田市観光協会等のレンタサイクル事業のPRを強化します。また、独自でレンタサイクルを提供する宿泊施設事業者等の関係事業者と連携したレンタサイクルのPR、利便性の向上について検討します。

新規事業	主な事業・内容	実施期間	連携先			
			道路管理者	交通管理者	団体企業	市民
	レンタサイクルのPR及び、利便性の向上	長期			○	○

(益田市自転車活用推進計画 第5章自転車によるまちづくりの施策)

基本目標 2 利用しやすい地域公共交通サービスの提供

事業⑤ 移動手段に応じた利用者に対する支援

実施主体	行政、交通事業者、関係団体、地域住民				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手

1. 自動車運転免許証の返納による公共交通への転換に合わせた利用促進策

自動車運転免許証の自主返納者には、申請により、警察署から「運転経歴証明書」が交付されます。交通事業者によっては、この運転経歴証明書を乗降時に提示することで、運賃の一部を割り引くサービスを実施しています。

交通事業者や警察署と連携し、自動車運転免許証の自主返納者への支援措置について、市の公式ウェブサイトや市広報、「公共交通マップ」で情報を発信し、路線バスやタクシー等の公共交通利用のきっかけとします。

○市内交通事業者による自動車運転免許証の返納者への支援内容

交通事業者	内容
路線バス 石見交通(株)	石見交通ローカル路線全線運賃半額(大阪線、広島線を除く) 対象：バス降車時に運転経歴証明書を提示された65歳以上の方
タクシー 第一交通(株)	タクシー料金1割引 対象：タクシー降車時に運転経歴証明書を提示された65歳以上の方

2. 利用しやすい車両の導入

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して公共交通を利用できるよう、利用者が乗り降りしやすい車両が既に導入されています。路線バスでは、低床バス(ノンステップバス、ワンステップバス)、タクシーでは、UD タクシー(ユニバーサルデザインタクシー)がそれに該当します。

今後も、国の補助制度等を活用し、誰でも利用しやすい車両の導入に向け、情報を収集し交通事業者とも共有を図ります。

3. 利用者への支援

本市は、移動が困難な高齢者及び障がい者の方の移動支援として、利用助成制度を実施しており、引き続き、タクシー事業者と連携して、地域公共交通の運賃補助等の支援を継続することで、利用者に対する経済的な負担軽減に努めます。

① 益田市身体障がい者等福祉タクシー利用料金助成事業

内 容	市内在住の在宅者で、下記のいずれかに該当する方を対象に、タクシー利用料金の一部を助成する制度で、「500 円/枚」のタクシー券を1人年間12枚交付する。ただし、視覚障がい1級または2級の方は年間24枚交付する。
対 象 条 件	①身体障害者手帳の交付を受けた方で、下記の障がいがある方 ・ 下肢障がい、体幹障がい、視覚障がいの1、2級の方 ・ 上肢障がいの1、2級で上記の障がい3級以下が重複してある方 ②特別障害者手当受給者
窓 口	益田市 障がい者福祉課、福祉環境部美都分室・匹見分室

② 益田市匹見福祉タクシー利用券交付事業

内 容	匹見地域内に住所を有し、下記のいずれかに該当する方を対象に、集落から匹見分庁舎及び匹見下・道川公民館までのタクシー利用料金の一部を助成する制度で、年48回利用できるタクシー券を交付する。概ね3/4の額を助成し、利用者負担額は400～1400円とする。
対 象 条 件	①70歳以上の方 ②身体障害者手帳1級または2級の方 ③歩行困難であると市長が認めた方
窓 口	益田市 高齢者福祉課、福祉環境部匹見分室

③ 生活バス・過疎バス・乗合タクシー減免制度

内 容	生活バス・過疎バス・乗合タクシーの利用時に、市の減免申請の決定をしたものに対して、運賃が半額になる運賃の減免を行う。
対 象 条 件	身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。
窓 口	益田市 連携のまちづくり推進課、政策企画局美都分室・匹見分室

④人工透析患者通院交通費助成

内 容	市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する方を対象に、益田地区・吉田地区・高津地区内の方は基準額(80円)×通院日数、その他の旧益田市内の地区の方は往復バス運賃 1/4×通院日数、美都地域・匹見地域の方は往復バス運賃 1/2×通院日数の額を補助する。
対 象 条 件	身体障害者手帳じん臓機能障がい1級で、通院して血液透析を行う方
窓 口	益田市 障がい者福祉課、福祉環境部美都分室・匹見分室

4. タクシーのサービス充実・利用促進

一部のタクシー事業者では、妊婦サポート、お墓参りサポート、医療機関での診察順番の受付代行などのサービスを提供し、利用促進を図っています。

交通事業者	主なサービス内容
益田タクシー(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○まごの手タクシー(用事の代行サービス) <ul style="list-style-type: none"> ・買い物などの代行 ・高齢者一人暮らしの安全確認 ・医療機関での診察順番の受付代行等 ○こっころカード※提示で1割引
第一交通(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・お墓参りサポートタクシー ・ママサポートタクシー(妊婦・子育て中のお母さん) ・医療機関での診察順番の受付代行等

※こっころカードとは、「しまね子育てパスポート COCCOLO」のことで、協賛店舗などにおいて提示することで、協賛店舗がそれぞれ設定したサービスを受けることができます。

基本目標 2 利用しやすい地域公共交通サービスの提供

事業⑥ 移動手段確保に向けた取組

実施主体	行政、交通事業者、関係団体、地域住民				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手

1. 様々な移送サービスの活用についての研究

過疎化が進み、公共交通の利用者数が極端に少ない地域や、山間部など交通事業者による対応が難しい地域については、地域の実情・特性に応じた移送サービスの活用に関し、その有効性などの研究を進めます。

○地域主導による移送サービス例

本市では、2つの地区において、地域住民が主体となり、利用者が輸送に係る実費相当分を負担する移送サービスを実施しています。

地区名	実施団体	内 容
二川地区	二川自治会	柚子り愛号 対象者 二川自治会員 運行区域 二川地区内 事前予約必要
都茂地区	地域自治組織 ささえ愛都茂	ささえ愛号 対象者 都茂地区に居住する住民 運行区域 都茂地区内 事前予約必要

○スクールバス活用の検討

本市では、児童・生徒の通学支援を目的としたスクールバスを複数地区で運行しています。

住民の新たな移動手段としてスクールバス車両を有効活用する場合には、公共交通との役割分担や、学校行事等に支障がないように配慮しつつ、教育委員会などと調整を図りながら検討する必要があります。

2. 介護保険制度における移動支援（訪問型サービス D）

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（要支援 1、要支援 2、基本チェックリスト該当者）に対し、訪問型サービス D として、通院前後の付き添い支援や、介護予防を目的とした通いの場への送迎を実施する団体に、費用の一部を補助しており、引き続き、訪問型サービス D を実施する団体の支援を通じて、高齢者の移動手段の確保に努めます。

3. 地域主体の交通手段導入に関するパンフレットの作成

道路運送法上の許可・登録を受けない輸送については、同法が定める輸送の安全や利用者保護の措置が講じられていることの確証がありません。

地域が輸送手段を検討する際、具体的な運送内容と法令や通達との関係がわからない場合が多いことから、導入に関する注意点などが記載されたパンフレットの作成を進めます。

基本目標 2 利用しやすい地域公共交通サービスの提供

事業⑦ 分かりやすい情報提供

実施主体	行政、交通事業者、関係団体、地域住民				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手	→ 実現可能な取組から着手

1. 益田市公共交通マップの改訂・配布

すでに作成している公共交通マップを、ルートの変更などにあわせて更新し、市の公式ウェブサイトで公開するとともに、必要とされる方に対して配布します。



(益田市公共交通マップ)

2. 経路探索サイトとの連携

乗継の利便性等の改善に向けた情報発信の一環として、経路探索サイトに生活バスの運行データを提供しており、今後も連携を継続します。

3. 交通事業者が発信する情報アプリを、市民に対して周知・PR








○WESTER

「WESTER」は、JR西日本が提供するスマートフォン向け MaaS アプリです。鉄道情報提供機能や経路検索機能など、さまざまなサービスを提供し、移動生活をサポートします。

※MaaS(マース)とは、「Mobility as a Service」の略で、「あらゆる交通手段を統合し、ワンストップで予約・決済・利用できるようにする概念」を指します。

基本目標 3 持続可能な地域公共交通の仕組みづくり

事業⑧ モビリティ・マネジメントの実施

実施主体	行政、交通事業者				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手

1. モビリティ・マネジメントの実施

過度な自家用車利用から、公共交通等を適切に利用することは、自然環境を守りつつ、社会参加を継続することができ、社会・環境・経済・人を好循環させる益田市版 SDGs の基本にある理念に近いものがあります。






本市では、この交通課題について、1人1人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策である「モビリティ・マネジメント」を継続的に実施します。

【具体例】

- 公共交通の乗り方教室
- 公共交通をテーマとしたワークショップ

基本目標 3 持続可能な地域公共交通の仕組みづくり

事業⑨ 地域・住民と連携した公共交通利用への意識啓発

実施主体	行政、交通事業者、関係団体、地域住民				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手

1. 地域公共交通に関する意見交換の場の創出






市民などを対象とした、ワークショップや地域住民との意見交換の場を継続的に創出し、公共交通に関する周知や機運醸成を図り、出てきた意見などを取組に反映できる仕組みづくりを構築します。

2. 【再掲】地域・住民と連携した利用促進

市民が公共交通について、「自ら利用し、乗って残すもの」という意識醸成かつ利用促進につながるよう、意見交換会や様々なイベントでの交通関係ブースの出展などを市民・交通事業者・行政等が連携して実施します。

基本目標 3 持続可能な地域公共交通の仕組みづくり

事業⑩ 運転士不足の解消に向けた担い手の確保

実施主体	行政、交通事業者				
実施時期 (年度)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手	 実現可能な取組から着手

1. 運転士の人材確保に向けた施策の検討

路線バスやタクシーの運転士の高齢化に加え、運転士不足が指摘されており、将来の公共交通の担い手を確保していくことは喫緊の課題です。そのため、交通事業者、国、県と連携し、人材確保に向けた広報を図るとともに、多様な主体が連携し、運転士の確保策を検討します。

第4章

計画の評価と進行管理

計画の評価と進行管理

1. 評価指標と目標値の設定

本計画では、3つの基本目標と10事業を位置付けました。各事業の効果は、相互に関連すると想定されることから、事業ごとではなく、3つの目標に応じた評価指標を設定します。

基本目標1 市民の日常生活やまちづくりを支える地域公共交通網の形成

指標	目標値	令和2年度実績		備考
公共交通の利用者数	553,701人	路線バス	547,154人	民間路線バス・生活バス・過疎バス・乗合タクシーの年間利用者数の合計値
		生活バス	4,056人	
		過疎バス	300人	
		乗合タクシー	2,191人	

基本目標2 利用しやすい地域公共交通サービスの提供

指標	目標値	令和2年度実績		備考
公共交通の満足度	2.9	鉄道	2.9	令和2年度に実施した地域公共交通に関する市民アンケートの満足度に関する回答結果の平均
		路線バス	3.0	
		乗用タクシー	3.2	
		高速バス	2.9	
		コミュニティバス	2.6	

○目標値の算出方法

令和2年度に実施した地域公共交通に関する市民アンケート調査の質問「公共交通の利用状況と満足度（P.41～を参照）」の結果を基に算出します。

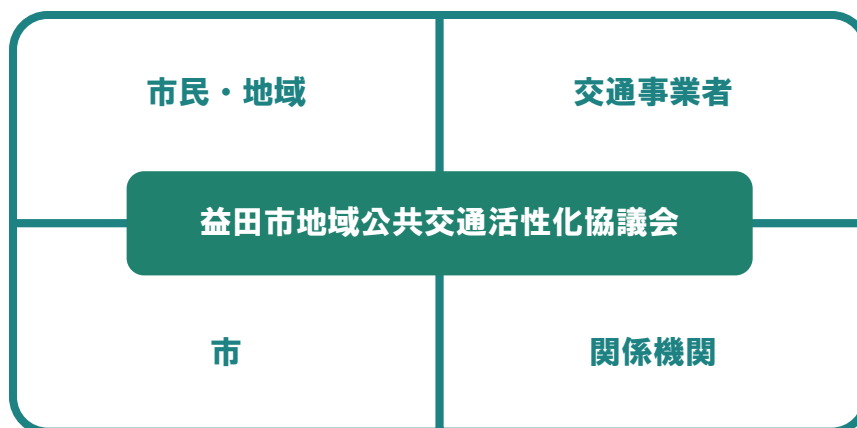
「鉄道」「路線バス」「乗用タクシー」「高速バス」「コミュニティバス」の各項目ごとに、満足=5点、やや満足=4点、普通=3点、やや不満=2点、不満=1点として、各回答を重みづけし、回答数で除した値をごとに算出し、平均する。

基本目標3 持続可能な地域公共交通の仕組みづくり

指標	目標値	備考
モビリティ・マネジメント等の開催回数	4件/年	乗り方教室、ワークショップ、出前講座などの実施回数

2. 推進体制

まちづくりと連動し、市民生活を支えるシステムとして確立するように本計画に位置付けている交通施策については、益田市と益田市地域公共交通活性化協議会が中心となって、住民・交通事業者・行政及びその他関係機関と連携し調整を図り事業の推進に努めます。



3. 進捗管理

本計画の全体の推進については、毎年度、Plan（策定・計画）Do（実施）Check（評価・検証）Act（改善・見直し）によるPDCAサイクルの考え方にに基づき、益田市地域公共交通活性化協議会において、実施状況を整理し把握するとともに、その進捗状況に応じて、適宜、事業の見直しを図ります。

また、計画期間の最終年度にはすべての数値目標の達成状況について把握・評価を行い、その後の計画策定や事業の見直しなどにつなげます。

